

会期:令和5年11月29日～12月18日

令和5年12月定例会の審議内容について

上程された議案数………【市長提出議案 55件 委員長提出議案 2件 議員提出議案 3件】



賛否が分かれた議案の表決結果

○ 賛成した議員 ● 反対した議員 欠 欠席した議員

賛否が分かれた議案の討論

議案第115号 都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について



私たちはこれまで職員の定数を会計年度任用職員ではなく、正職員として増やすように一貫して求めてきた。市長の事務部局職員を12人増やすことは評価できるが、国スピ終了後の令和9年度以降の職員定数はどうなるかわからぬいため反対する。水道料金収納等包括委託のほか、賦課業務をその中に入れることで、上下水道局の総務の職員を1名そうとしているが、賦課業務は間違いがあつてはならないもので、市の職員で行うことだと考えるため反対する。



長期に業務を離れる育児休業中の職員等を、定数の算定から除外することによって、当該職員が担当する業務量の負担を他の職員が分担する必要がなくなる。職場の疲弊、不公平感をなくし、育休取得の障壁を取り除くことに繋がり、男女両方の育休取得が進む一因になると考えるため、賛成する。

議案第121号 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



反対討論 政府の医療DXの取組の一環として、国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健に関する事業の手続の際に活用できる、マイナンバーカードを利用した情報連携についての課題等を検証する実証事業に参加するというものであるが、協力医療機関は、3機関しかない。氏名や住所などが一致しないデータが約139万件も判明。多くのトラブルが起きている中で、重度心身障害者医療費助成及び寡婦等医療費助成の事務について、個人番号を利用できることとするとしているが、情報連携ができるのか、確証がないため、多くの個人情報を紐づけることには反対する。



医療費助成は、多くの種類の受給者証があり、医療機関の窓口で該当する受給者証を必ず提示する必要がある。しかし、この条例によって、医療機関の窓口で「重度心身障害者医療費受給資格者証」や「寡婦等医療費受給資格証」を提示する必要がなくなる。提示しなかったことで医療費助成が受けられないということが起きないよう、重度心身障害者、寡婦等の安心安全を高めていく上で、医療費助成のデジタル化は必要であるため整備する。

議案第167号 都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について



法務省は、今回の法改正で「本籍地以外の行政機関でも戸籍情報にアクセス可能となることから、個人情報保護の必要性が高まる」としているが、情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能である。憲法の人権保障に係わる個人情報が集積され管理されることになるものであり、日本共産党都城市議団はマイナンバー制度に一貫して反対する。



本籍地で離れて生活している人や、もともと本籍地で生まれ育っていない人は全国的に多く、いずれの市区町村でも戸籍が取得できるようになることはメリットが大きい。よって賛成する。

全会一致で可決した国への意見書

議員提出議案

第7号
第8号
第9号

子宫頸がんワクチン接種の推進を求める意見書
保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書
35人学級の早期実現及び義務教育費国庫負担制度負担率の
引き上げを図るための、2024年度政府予算に係る国への意見書

